

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、管理官（定員
総括、独立行政法人総括、特殊法人総括）、管理官（行革総括）、大臣官房管理室

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策1

社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等

（政策の基本目標）

- ・ 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。
- ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算（総人件費）の積算根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。

公益法人の設立許可及び指導監督基準は、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われている。このため、各主務官庁が行う事務の統一性・整合性を図る必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 国の行政組織等の減量・効率化

定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし、各府省からの組織の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っている。

独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通的制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行っている。

平成18年度には、「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成19年度減量・効率化方針）」を取りまとめ、公表した。平成18年度から22年度までの5年間で▲5.7%以上の純減目標の達成に向け、地方支分部局の業務やIT化に係る業務等の見直しの徹底・具体化を始めとして、所管各省の行政全般にわたり、減量・効率化措置を講ずることとした。

イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制度の推進

社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するため、公益法人の実態調査、基準等の実施状況等のフォローアップ、研修会の実施等の公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等を推進している。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	国家公務員について、今後 5 年間で 5 パーセント以上減らす。
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）	平成 18 年 6 月 2 日	平成 22 年度の国家公務員の年度末総数を、平成 17 年度末総数の 5 %相当数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。
国の行政機関の定員の純減について	平成 18 年 6 月 30 日	国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で……18,936 人（5.7%）以上の純減を確保する。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	「国家公務員人件費」について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。
施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	国の行政機関の定員について、5 年間で約 1 万 9000 人の純減を確実に実施する。

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16 年度	17 年度	18 年度
毎年度の機構・定員等審査結果	(平成 17 年度～21 年度) 16 年度末定員の 10%以上を定員合理化	21 年度	—	16.7%	38.2%
〃	(平成 18 年度～22 年度) 17 年度末定員の 5.7%以上の純減を確保	22 年度	—	—	7.9%
※「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）において、新たに設定された目標値に差し替えた					

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況 ※指標の調査時点は、「H16年度」が平成16年10月1日現在、「H17年度」が平成17年10月1日現在、平成18年度については、現在集計中。					
・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ア 国 イ 地方 ウ 全体	前年度比増	18年度	ア 49.2% イ 40.7% ウ 42.9%	ア 50.2% イ 40.0% ウ 42.6%	ア 50.7% イ 38.6% ウ 41.7%
・情報公開率 ア 国 イ 地方 ウ 全体	100%	18年度	ア 96.8% イ 84.9% ウ 88.1%	ア 97.2% イ 84.8% ウ 88.1%	ア 96.9% イ 85.0% ウ 88.2%
各種申合せの実施状況のフォローアップ結果 ・国所管法人の立入検査の実施状況 ※ () 内の数字は、当該年度を含む過去3年間の実施状況 ※立入検査は、「指導監督充実申合せ」により、少なくとも3年に1回は実施することが定められたところ	100%	18年度	43.1% (98.2%)	39.8% (98.7%)	40.5% (98.0%)
・国所管法人のホームページ開設率	100%	18年度	76.5%	81.2%	82.6%

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた指標のうち半数未満しか目標値を達成できなかった。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 国の行政組織等の減量・効率化について

(ア) 定員審査

- ・ 定員合理化

「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）に基づき、17

年度から 21 年度までの 5 年間で 16 年度末定員 332,239 人の 10% (▲33,230 人) 以上を定員合理化することを目標。

→17 年度▲5,549 人、18 年度▲7,130 人、19 年度▲7,222 人、計▲19,901 人を定員合理化 (目標数の 59.9%)

また、国の行政機関の定員の純減を実施しつつ、国民のニーズを踏まえ、治安、徴税、安全・安心等の分野に約 7 割の増員を配分。

- ・ 定員の純減

「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)に基づき、国の行政機関の定員について、17 年度末定員 332,034 人に対し、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で▲18,936 人 (▲5.7%) 以上の純減を確保することを目標。

→18 年度▲1,502 人、19 年度▲2,129 人、計▲3,631 人の純減を確保。(目標数の 19.2%)

※ 純減目標のうち、政管健保公法人化 (20 年度)、国立高度専門医療センター (22 年度)、森林管理 (22 年度) など▲11,142 人 (▲3.4%) については実施時期を特定している。

上記のとおり、目標達成に向けて着実に進ちょくしており、有効性が認められる。

- (イ) 独立行政法人・特殊法人の審査等

- ・ 独立行政法人

「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、平成 18 年度において中期目標期間終了時の組織・業務の見直しを行った 23 法人について、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資等業務の見直し、③非公務員化などを柱とする見直し案が平成 18 年 12 月 24 日の行政改革推進本部の議を経て、決定。今回の見直しにより、次期中期目標期間全体で約 1,900 億円のコスト (一般管理費、業務費) 削減効果が見込まれる。

また、23 法人のうち唯一特定独立行政法人 (公務員型) であった自動車検査独立行政法人を非公務員化した。

これまでの見直しにおいて、15 年度以降、法人の統廃合により 14 法人削減、公務員型として設立された 58 法人中 45 法人の役職員を非公務員化した。

- ・ 特殊法人

政策金融改革、公営競技関係法人の見直しについては、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)、「政策金融改革に関する制度設計」(平成 18 年 6 月 27 日政策金融改革推進本部決定)等に基づき、今通常国会に提出された関連法案について、当局として既存の決定との整合性を審査した。

上記のとおり、組織・業務の見直しによる大幅なコスト削減 (約 1,900 億円) が見込まれることから、有効性が認められる。

(ウ) 19年度減量・効率化方針の取りまとめ

「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、機構・定員審査の過程において具体化を図った各府省の組織・業務等の減量・効率化方策を「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(平成19年度減量・効率化方針)」として取りまとめ、公表(平成18年12月22日)した。

19年度は、①地方支分部局等の抜本的・重点的な見直し等、②IT化による業務のスリム化等、③包括的・抜本的な民間委託等を柱として取り組むとされているところであり、社会情勢の変化に対応した方向で取りまとめられていることから、有効性及が認められる。

イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制度の推進について

公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合については、国所管法人においては改善が見られたものの、全体としては、公益法人の資産運用収入や寄付金収入の減少により、収益事業によって公益活動費を確保せざるを得ない等の理由から、改善が見られない。これを踏まえて、引き続き所管官庁における指導監督を推進することとしている。

国所管法人の立入検査の実施状況については、目標達成には至らなかったものの、平成16～18年度の3年間で98.0%の法人で立入検査が行われており、少なくとも3年に1回は実施するとされている基準がおおむね遵守されている状況であることから、一定の有効性が認められる。

その他の指標については、目標の達成には至らなかったものの、いずれも80%を超える水準で、ほぼ前年度よりも改善してきている。特に、研修等で強く要請したホームページの開設については、着実に改善が見られていることから、一定の有効性が認められる。

また、平成18年度においては、「公益法人地方講習会」を都道府県との共催で開催したところである。これにより、総務省単独で開催する場合と比べ、より少ない費用で多数の参加者(約2万人)を得ることができたことから、一定の効率性が認められる。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
・国の行政機関の定員について、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減を行う。 ・平成19年内を目処に策定される「独立行政法人整理合理化計画」に合わせ、19、20年度に中期目標期間が終了する独立行政法人(35法人)について、組織・業務全般を極力整理縮小することで検討することが必要。	予算要求	○ 現行予算を継続
	制度	○ 現行制度を継続
	実施体制・事務のやり方等	◎ 国の事務・事業の減量・効率化を積極的に推進するための体制の強化

今後の課題	取組の方向性	
<p>・指標のうち、国所管法人の立入検査の実施については、各所管官庁において立入検査の更なる充実等を図ることが必要。</p> <p>・今後は、公益法人制度の抜本的改革の実施に向けた研修等に力を入れることが必要。</p>	予算要求	○ 現行予算を継続
	制度	○ 現行予算を継続
	実施体制・事務のやり方等	○ 公益法人行政に従事する職員等を対象とした研修等の充実を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 行政改革について

平成19年6月18日、神戸大学大学院国際協力研究科松並潤教授に、主な指標の状況や本政策の今後の課題について下記のような御意見を伺った。

- 行政組織等の減量・効率化では、国家公務員の数の削減が施政方針演説などでも繰り返し取り上げられているが、国家公務員の数の削減以外の問題も行政管理の重要課題として取り上げられるべきである。国家公務員数の削減が注目されるのは、数値で表現できるわかりやすい政策であるからでもあるので、これ以外の政策についても必要性を説得できる客観的な指標の導入や公表方法を真剣に検討すべきである。
- 独立行政法人・特殊法人について、統合による法人数の削減や非公務員化は管理コストの削減や見かけ上の公務員数の削減にとどまる。業務の廃止や縮小に、改革の重点は置かれるべき。また、独立行政法人化を経ての法人の廃止、特定独立行政法人(公務員型)を経ての非公務員化など、二段階を経る改革があるが、改革そのものにかかるコストを考えれば、よりドラスティックな改革も検討する必要がある。

イ 公益法人行政について

平成19年6月18日、広島市立大学城多専任講師に、主な指標の状況及び本政策の今後の課題についてご意見を伺い、以下のご指摘をいただいた。

- 立ち入り検査については、実施率とともに、実施結果を今後の公益法人の指導監督へとフィードバックすることが重要である。
- 現在認識されている課題への取組みを、具体性のある実行可能な施策とし、推進してゆくことが重要である。特に制度改革を控え、改革内容の周知徹底はもちろんのこと、新たな制度への円滑な移行のために、内閣府等関係各所との連携を緊密にしてゆくことが必要と考えられる。

(2) 評価に使用した資料等

- 「平成19年度機構・定員等審査結果について」(平成18年12月22日)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/satei_f.htm)
- 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(19年度減量・効率化方針)」(平成18年12月22日)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htm)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/suisin_f.htm)